

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2008年 第2回 一部改正
2008年 第3回 一部改正

2008年 9月 5日 規則 第55号/達 第62号

2008年 6月 25日 技術委員会 審議

2008年 7月 22日 理事会 承認

2008年 8月 22日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

高速船規則

規
則

2008年 第2回 一部改正

2008年 9月 5日 規則 第55号

2008年 6月 25日 技術委員会 審議

2008年 7月 22日 理事会 承認

2008年 8月 22日 国土交通大臣 認可

2008年9月5日 規則第55号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 登録規則 2 章により船級登録される船舶のうち、本編 2 章 2.1.2 に定義される高速船（以下、本規則において「船舶」と称す。）の検査、構造、設備、材料、艀装等に関しては、本規則の各編において特に引用されている場合を除き、他の鋼船規則等の各規定にかかわらず、本規則の定めるところによる。ただし、次の(1)から(9)に掲げる設備又は装置の検査及び構造並びに安全管理システム及び船舶保安システムの審査に関しては、次による。

(1)から(9)は省略)

(10) 防汚システム：船体防汚システム規則

附 則

1. この規則は、2008年9月17日から施行する。

高速船規則検査要領

要
領

2008年 第3回 一部改正

2008年 9月 5日 達 第62号

2008年 6月 25日 技術委員会 審議

2008年9月5日 達 第62号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.2 定期的検査及び機関計画検査の実施時期

3.2.1 を次のように改める。

3.2.1 一般

-1. 規則 2 編 3.2.1-3.及び規則 2 編 3.2.3-2.の規定により中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰り上げて実施し、予定されていた中間検査を行わない場合、繰り上げて行う定期検査については、3 回目の年次検査の時期までに完了すること。

-2. 規則 2 編 3.2.1-4.により年次検査又は中間検査を繰り上げて実施した場合、これ以降の次回定期検査までのそれぞれ 3.2.2 及び 3.2.3 に規定する年次検査、~~及び~~中間検査の実施時期は、繰り上げて実施し完了した日から3 箇月を経過した日を新たな検査基準日とみなして適用したものとする。但し、中間検査を実施する時期から3 回目の検査基準日が定期検査を実施する時期より前である場合、同検査基準日の前後3 箇月以内に行う年次検査の時期に中間検査を行う。

附 則

1. この達は、2009年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。